

1. 地域公共交通計画について

【背景】

- ・ 地方公共団体が交通事業者等と連携し、地域公共交通の活性化及び再生を推進するための「地域公共交通計画」を作成するよう努めなければならない（令和2年「地域交通法」改正）

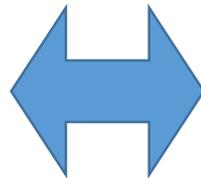
【狙い】

- ・ 計画策定により、交通事業者や地域住民をはじめ関係者と目標を共有
- ・ 地域交通の新制度運用などの取組を着実に実行し、実施後の評価・検証による改善を図る
- ・ また、民間を含め国費補助の適用可能性が高まるなど、取組の推進力向上を期待

【現行計画との違い】

< 地域公共交通計画 >

- ・ 5年程度の計画
 - ・ 地域交通に特化
 - ・ 新制度など取組のアクションプラン
 - ・ 法に基づいた計画
- 国補助導入の要件



< 横浜都市交通計画 >

- ・ 長期計画
(H30改定⇒R12年目標)
- ・ 交通政策全般のマスタープラン
- ・ 任意計画



2. 地域公共交通計画の作成イメージ

■目指すべき姿(仮)

地域・事業者・行政の支え合いによる持続可能な地域交通サービスの提供により、誰もが安心して豊かに暮らせる、住みたい・住み続けたい都市を実現する

■基本的考え方

バスネットワークを維持するとともに、交通が不便な地域へ地区内交通を導入し、市域全体に地域交通サービスを提供する

■施策の柱

- | | |
|-------------------|--|
| ①バスネットワーク維持 | 生活交通バス路線の確保・維持、バス路線の再編・最適化等 |
| ②地区内交通の確保 | 新たな制度構築による地域に適した交通サービスの提供 等 |
| ③公共交通利用
・外出の促進 | 地域で交通を支えるモビリティマネジメントの推進
福祉・まちづくりとの更なる連携 等 |
| ④DX・GX・共創の推進 | EV車両や自動運転など新技術の活用 等 |

■評価及び検証の仕組み

実施前後の評価指標の設定、PDCAサイクルによる検証

- ・直接効果 : 地域交通の利用状況、収支状況 等
- ・波及効果 : 外出促進、健康増進、地域交流の創出 等

■推進体制

学識・市民・事業者で構成される協議会で内容の議論・施策評価を行う

3. 地域公共交通計画の作成スケジュール（予定）

	6年度								7年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
地域公共交通 活性化協議会	協議会 計画作成 イメージ		協議会 計画素案(案)		協議会 計画素案				協議会
協議会を開催し、計画の内容について議論									
地域公共交通計画		基本的 考え方公表	素案（案）作成 →協議会等の 意見反映		素案公表	市民意見募集	意見集約・反映	原案公表	策定